【陽だまり居宅介護支援事業所重要事項説明書】

【1】法人及び事業所の概要

法人の名称 医療法人 滋賀勤労者保健会

法人の代表者 理事長 今村 浩 法人の所在地 大津市昭和町 2-17 法人の電話番号 077-524-8333

事業所の名称 陽だまり居宅介護支援事業所

事業所の所在地 大津市昭和町 7-16

事業所の電話·FAX 電話:077-526-5159 FAX:077-526-5066

事業所の管理者山本 高巳事業所指定番号2570105185

通常の事業の実施地域 大津市内の以下の中学校区

打出、粟津、北大路、石山、瀬田

※その他の地域は相談に応じて対応します。

従業員 20 年 月現在

管理者 1名 業務全体の管理及び苦情処理

主任介護支援専門員 ___名 保健・医療・福祉サービスとの連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言・指導など

介護支援専門員 名 ケアプラン作成に関わる業務全体

営業日・時間及びサービス提供日・時間

営業日及びサービス提供日 月曜日~金曜日 土曜日

営業時間及びサービス提供時間 8時30分~16時30分 8時30分~12時30分

休業日 土・日・祝祭日及び12月29日~1月3日

※休業日及び営業時間外は緊急用携帯電話【080-4216-7485】にて対応します。

【2】事業の目的および運営の方針

(1)事業の目的

要介護等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向を基に、居宅サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の提供を行うことを目的とする。

(2)運営の方針

- ア) 自立した日常生活を営むことができる様配慮する。
- イ) 適切な保健医療サービス・福祉サービスを総合的かつ効果的に提供する。
- ウ)常に利用者様の立場に立って支援を行う。
- エ)どのような支援困難ケースにも適切に対応できる体制を整備する。

【3】居宅介護支援の利用料金

(1)利用料

介護保険が適用される場合、全額介護保険から給付されますので利用料を支払う必要性はありません。

◆1ヶ月あたりの基本料金

要介護 1.2 11, 513円 要介護 3.4.5 14, 958円

◆加算料金:次のような場合に算定されます

特定事業所加算 II (4, 354円): 下記の6つの他、困難事例の対応などの要件を満たした場合に算定可能

1、主任介護支援専門員を常勤専従で1名以上配置している。

- 2、常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している。
- 3、法定研修等における実習受け入れ事業所になる。
- 4、計画的に研修を実施している。
- 5、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。
- 6、必要に応じて利用者等の相談を対応する体制を確保している。

○初回加算(3, 210円)

新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態が 2 区分以上変更された場合に1月につき1回算定。

○入院時情報連携加算(I)(2, 140円) 1月1回を限度

病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して3日以内に必要な情報を提供した場合、所定単位数に加算可能。

○入院時情報連携加算(Ⅱ)(1, 070円) 1月1回を限度

病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して7日以内に情報を提供した場合、所定単位数に加算可能。

○退院・退所加算

カンファレンス参加なし カンファレンス参加あり

連携1回 (4,815円) (6,420円) 連携2回 (6,420円) (8,025円) 連携3回 算定なし(2回まで) (9,630円)

病院又 は診療所からの退院又は地域密着型介護老人福祉施設や介護保険施設からの退所に当たって、医療機関又は施設の職員と面談を行い、利用者に必要な情報を得た上で、居宅サービス計画の作成及び調整を行った場合、利用開始月に所定単位を加算可能。

※入院期間中に1回まで算定可能。

○ターミナルケアマネジメント加算(4,280円)

24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行なう事ができる体制を整備。利用者又は家族に同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者の支援を実施した場合算定できる。

○**緊急時等居宅カンファレンス加算**(2, 140円)/回 1 月に2回を限度

病院又は診療所の求めにより当該医療機関の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合算定可能。

○通院時情報連携加算(535円)) 1月1回を限度

病院、または診療所で医師に診察を受けるとき介護支援専門員が同席し、必要な情報収集を行った場合に月に1回算定。

* 但し、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当事業者からの指定居宅介護支援提供証明書を発行致します。この指定居宅介護支援提供証明書を後日お住まいの市町村の窓口に提出しますと、審査後、利用料の払い戻しを受けられます。

(2)謄写費

複写物の交付には、複写物1枚あたり 10円の料金が必要になります。

(3)料金の支払い時期と支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求を致します。 利用料、その他の費用の支払いについて、支払期日から30日以上遅延し、更に支払いの督促から30 日以内にお支払いがない場合、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

【4】介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員は、いつでも変更できます。お気軽に事務所などにご相談下さい。

【5】居宅介護支援サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を 開始します。

(2)サービスの終了

①利用者様の都合でサービスを終了する場合、書面でお申し出下さればいつでも解除できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合終了1ヶ月前までに書面で通知するとともに地域のほかの居宅介護支援事業者を紹介します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- * 利用者様が介護保険施設に入所または、医療機関に入院した場合。
- *介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援と認定された場合。
- * 利用者様がお亡くなりになった場合。

(3)その他

①利用者様やご家族などが当事業所の介護支援専門員に対してこの契約を継続し難しいほどの背信行為を行った場合は、書面で通知することによりサービスを終了させていただく場合がございます。

②利用者様が居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者様の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう利用者様の申し出により、居宅サービス計画などの情報の提供に誠意を持って応じます。

③利用者は居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が出来ます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める事が出来ます。

【6】利用者様の居宅への訪問頻度の目安

利用者様の状況把握の為、介護支援専門員が利用者様の居宅に1ヶ月に1回以上訪問させて頂きます。

【7】秘密保持と個人情報の保護について

(1)利用者様およびその家族に関する秘密の保持について

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びその家族に関する 秘密を正当な理由無く、第3者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2)個人情報の保護について

事業者は、利用者様から予め書面で同意を得ない限りサービス担当者会議において利用者様の個人情報を用いません。又利用者様の家族の個人情報について予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者様の家族も個人情報を用いません。

事業者は、利用者様およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第3者への漏洩を防止するものとします。

【8】事故発生時の対応

利用者様に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村(保険者)やご家族、 関係機関等に連絡をするとともに必要な対応を行います。

利用者様に対して当方の責任において賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

賠償責任保険:三井住友海上火災保険株式会社

【9】居宅介護支援に関する相談・要望・苦情等

居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての 相談・要望・苦情を承ります。

事業所窓口 担当者 山本 高巳

電話 077-526-5159

営業時間内随時

行政等窓口 大津市介護保険課 電話:077-528-2753 FAX:077-526-8382

受付時間:平日 9:00~17:00 土日祝日、12 月 29 日~1 月 3 日を除く

滋賀県国保連合会 電話:077-510-6605 FAX:077-510-6606

受付時間: 平日 9:00~17:00 土日祝日、12 月 29 日~1 月 3 日を除く

【10】人権擁護、虐待防止について

利用者の人権の擁護虐待の防止等のため責任者を設置し、必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対し研修の機会を講じています。

【11】非常災害時について

非常災害等の発生の際に、その事業を継続することが出来るよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することが出来る体制を構築するように努めています。

【12】暴力団の排除について

本事業所を運営する法人の役員および、管理者、職員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)ではありません。また、その運営において暴力団員の支配を受けることはありません。

【13】当事業所のケアプランの利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

【14】その他

従業者に対する暴言・暴力・誹謗中傷等の行為、各種ハラスメント行為、従業者の写真や動画を許可無く使用する事は禁止事項とさせて頂きます。

居宅介護支援の内容について、利用者様に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 医療法人滋賀勤労者保健会 理事長 今村 浩 所在地 大津市昭和町 2-17

事業所	陽だ	まり居宅介護支援事業所
所	在地	大津市昭和町 7-16

説明者名		印		
私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。				
利用者	住所			
	<u>氏名</u>		印	
(代理人)	住所			
	<u>氏名</u>		印	